

登記手続案内について

ご自身で登記申請手続を検討されている方は、まずは、当局ホームページの「不動産登記申請手続」又は「商業・法人登記申請手続」をご覧ください。

登記申請書の様式・記載例を法務局ホームページでご案内しています。



松山地方法務局
ホームページ

不動産登記申請書の
様式はこちら



商業法人登記申請書の
様式はこちら



登記手続案内をご利用の皆さまへ

ご利用の案内

■完全予約制です

あらかじめ、電話又は窓口で日時を予約してください。

予約後、都合が悪くなったときは速やかに連絡してください。

■ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。

20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。

予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。

■見本をお渡しします

不動産登記申請手続については、法務局ホームページに掲載している、代表的な申請書類の様式を準備しています。

申請書類にどのような内容を記載するかを説明します。

ご利用上の注意

■申請資格がある方に限ります

申請者本人（親族・従業員）のご利用に限ります。

本人確認していますので、ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士、委任状のない代理人等）は、ご利用できません。

※資格者代理人は書面照会をしてください。（司法書士・土地家屋調査士・弁護士）

■ご自身での作成になります

申請書類の基本的な書き方を説明しますが、担当者が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったりのアドバイスはしていません。

現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。

■事前の審査・法的判断はできません

担当者が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをしたりすることもできません。

登記申請後、審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。



< 松山地方法務局 登記手続案内 予約・お問合せ先一覧 >

	庁名	実施曜日	実施方法	所在地・電話番号
不動産	不動産登記部門	毎日	電話・対面・ウェブ	松山市宮田町188番地6 (松山地方合同庁舎) (089) 932-0888 (代表) (自動音声ガイダンス②)
	大洲支局	木	電話・対面	大洲市東若宮2番地8 (0893) 50-5055 (代表) (自動音声ガイダンス②)
	西条支局	毎日	電話・対面	西条市明屋敷168番地1 (0897) 56-0188 (代表) (自動音声ガイダンス②)
	四国中央	水	電話・対面	四国中央市三島中央5丁目4番31号 (0896) 23-2407 (代表) (自動音声ガイダンス②)
	今治支局	水・木	電話・対面	今治市旭町1丁目3番地3 (0898) 22-0855 (代表) (自動音声ガイダンス②)
	宇和島支局	月・水・金	電話・対面	宇和島市天神町4番40号 (0895) 22-0770 (代表) (自動音声ガイダンス②)
	砥部出張所	月・火・木・金	電話・対面	伊予郡砥部町原町171番地1 (089) 962-2140 (代表) (自動音声ガイダンス②)
会社・法人	法人登記部門 支局及び出張所は会社・法人の登記申請事務を取り扱っていません。	月・火・木	電話・対面・ウェブ	松山市宮田町188番地6 (松山地方合同庁舎) (089) 932-0897 (直通)

< 資格代理人による相談 >

※各種登記の申請書の作成及び申請の代理は資格者代理人に依頼することができます。

司法書士	土地家屋調査士
抵当権の抹消や相続の登記、会社・法人の設立や役員変更の登記等	土地の分筆・合筆の登記、境界、建物の新築・増築・滅失の登記等
愛媛県司法書士会 089-941-8065 https://www.shiho-shoshi-ehime.or.jp/ 	愛媛県土地家屋調査士会 089-943-6769 https://www.e-chosashi.or.jp/ 
愛媛県司法書士総合相談センター (要相談予約 初回無料) 毎月第2水曜日・第3水曜日 午後1～4時 089-941-1263	表示登記等の無料登記相談 (完全予約制) 毎月第2水曜日 午後1～4時